

株式会社河野メリクロンを認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、株式会社河野メリクロンを、平成27年3月27日付けで認定しました。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年4月30日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社河野メリクロンの河野取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

株式会社河野メリクロンの取組の概要

1 行動計画の期間

平成25年3月11日～平成27年3月10日までの2年間

2 行動計画の目標

- ① 年次有給休暇の取得を促進する。
- ② 平成25年度までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。
- ③ 小学校就学前の子の看護休暇取得を促進し、計画期間中に男性社員が1人以上取得すること。

3 取組結果（上記2「行動計画の目標」について）

- ① 平成25年5月及び平成26年2月に、年次有給休暇の取得を呼びかける通達を総務部より発出。
通達において、各部署が年次有給休暇を取得しやすいよう予定表を作成した。
- ② 平成25年5月に導入した。
- ③ 男性社員1名が取得した。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、時間単位での取得を可能としている。
- ② 育児短時間勤務制度の適用を受けた期間について、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしたものとみなしている。